

5. 保全等に配慮すべき地域又は対象

5.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の考え方

5.1.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象について、以下のA～Cの3ランクに分けて整理した。

- ・Aランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」
- ・Bランク：「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」
- ・Cランク：「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」

【A:特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象】

特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象として抽出した選定基準及び選定理由は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象 (A ランク)

区 分	選定基準	選定理由
A-①	天然記念物 「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市、多賀城市、塩竈市、七ヶ浜町、利府町が指定している植物、動物、地形・地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財 「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市、多賀城市、塩竈市、七ヶ浜町、利府町が指定している史跡及び建造物(有形文化財)であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-③	登録有形文化財 「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	

【B:本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象】

本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象として抽出した選定基準及び選定理由は、表 5.1-2 に示すとおりである。

表 5.1-2 (1) 事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (B ランク)

区 分	選定基準	選定理由
土地の安定性		
B-①	砂防指定地 「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)	治水上のため砂防設備を要する土地で、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたって相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」 (昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 (昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

表 5.1-2 (2) 事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (B ランク)

区 分	選定基準	選定理由
土地の安定性		
B-④	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 (昭和 12 年法律第 75 号)	土砂災害の発生により、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
自然環境の保全性		
B-⑤	鳥獣保護区 特別保護地区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成 14 年法律第 88 号)	鳥獣保護区内で特に鳥獣の保護又は生息地の保護を必要とし、工事にあたっては許可を要する区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑥	保存緑地 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成 18 年仙台市条例第 47 号)	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑦	保存樹木 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成 18 年仙台市条例第 47 号) 「多賀城市樹木の保存に関する要綱」 (昭和 60 年告示第 40 号)	地域の美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑧	保存樹林 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成 18 年仙台市条例第 47 号)	
自然との触れ合い性		
B-⑨	県立自然公園 「県立自然公園条例」 (昭和 34 年宮城県条例第 20 号)	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑩	県自然環境保全地域 「自然環境保全条例」 (昭和 47 年宮城県条例第 25 号)	
B-⑪	県緑地環境保全地域 「自然環境保全条例」 (昭和 47 年宮城県条例第 25 号)	
B-⑫	埋蔵文化財包蔵地 (遺跡) 「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	学術上重要な文化財が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
生活環境の保全性		
B-⑬	騒音に係る環境基準の AA 類型 (特に静穏を要する地域) 「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)	特に静穏であることが求められる地域であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

【C:本事業の立地にあたって留意する地域又は対象】

本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象として抽出した選定基準及び選定理由は、表 5.1-3 に示すとおりである。

表 5.1-3 (1) 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク)

区 分	選定基準	選定理由
土地の安定性		
C-①	災害の危険箇所 「宮城県砂防設備現況図」 (平成 20 年、宮城県土木部防災砂防課) 「土砂災害警戒区域等指定箇所」 (平成 28 年、宮城県)	急傾斜地崩壊や地すべり等の危険が生じるおそれのある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-②	大規模な造成を要する斜面地等 「地形分類図 仙台」(昭和 42 年、経済企画庁) 「地形分類図 塩竈」(昭和 42 年、経済企画庁)	急傾斜地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-③	軟弱地盤 「仙台市史特別篇 I 自然」(平成 8 年、仙台市)	地盤沈下が発生するおそれがあることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
自然環境の保全性		
C-④	注目すべき地形・地質 「日本の典型地形 都道府県別一覧」 (平成 11 年、国土地理院) 「日本の地形レッドデータブック第 1 集」 (平成 12 年、小泉武栄 他) 「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年、仙台市)	学術上重要な地形・地質・自然現象が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑤	自然性の高い水辺地 「平成 27 年仙台市植生図」 (平成 28 年、仙台市) 「第 6 回・第 7 回自然環境保全基礎調査 植生図」(平成 11~17 年度、環境省)	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑥	注目すべき植物群落 「平成 22 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年、仙台市) 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」 (平成 28 年、宮城県)	保全上重要な植物群落が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑦	注目すべき動物の生息地 「平成 22 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 23 年、仙台市) 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」 (平成 28 年、宮城県)	保全上重要な動物の生息地が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑧	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたっては留意が必要である。

表 5.1-3 (2) 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク)

区 分	選定基準	選定理由
自然との触れ合い性		
C-⑨	自然的景観資源 「みやぎ・身近な景観百選」 (平成 24 年、宮城県) 等	自然的景観の保全上重要な地形・地質、自然現象が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑩	文化的景観資源 「みやぎ・身近な景観百選」 (平成 24 年、宮城県) 等	文化的景観の保全上重要な屋敷林や建造物等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑪	景観地区・広告物モデル地区 「杜の都の風土を育む景観条例」 (平成元年仙台市条例第 4 号) 「仙台市屋外広告物条例」 (平成元年仙台市条例第 4 号)	重点的に景観の形成を図る必要がある地区について指定されているものであり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑫	自然との触れ合いの場 「仙台市公園・緑地等配置図」 (平成 27 年、仙台市) 等	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑬	温泉 「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年、仙台市)	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
生活環境の保全性		
C-⑭	騒音に係る環境基準の A 類型 「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事に方法等に留意が必要である。
C-⑮	湧水 「平成 27 年度仙台市自然環境に関する既存調査業務委託報告書」(平成 28 年、仙台市)	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑯	保安林 「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)	国土の保全を目的に定められた地域であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑰	共同漁業権 区画漁業権 「定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許」(平成 25 年宮城県告示第 757 号) 等	漁業を営む権利を定められた地域であり、事業の立地にあたって留意が必要である。

5.1.2 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分は、表 5.1-4 から表 5.1-6 及び図 5.1-1 から図 5.1-3 に示すとおりである。

配慮区分については、計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性を考慮し、これらへの影響の有無について以下のとおり区分した。

- ・ 配慮区分「○」: 「計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・ 配慮区分「△」: 「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・ 配慮区分「×」: 「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象 (選定しない)」

表 5.1-4 保全等に配慮すべき地域又は対象 (A ランク)

指定地域	配慮区分	選定理由		
本事業の立地を回避すべき地域又は対象 (A ランク) (図 5.1-1 参照)				
自然との触れ合い性				
A-① 天然記念物				
—	ニホンカモシカ	×	地域の定めがなく、事業により立地を回避するものではない。また、本事業の計画地は工業専用地域であり、公園、緑地、河川等と隣接していないことから、特に配慮は要しない。	
1	鹽竈神社の鹽竈ザクラ	×	計画地と天然記念物との距離は、天然記念物への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。	
2	鹽竈神社のタラヨウ	×		
3	下がり松	×		
A-② 指定文化財				
4	鹽竈神社	×	計画地と指定文化財との距離は、文化財への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。	
5	特別史跡多賀城跡附寺跡	×		
6	多賀城碑	×		
7	おくのほそ道の風景地 (壺碑 (つぼの石ぶみ))	×		
8	おくのほそ道の風景地 (末の松山)	×		
9	おくのほそ道の風景地 (興井)	×		
10	特別名勝松島	×		
11	今野家住宅母屋及び中門	×		
12	志波彦神社	×		
13	旧塩竈市公民館	×		
14	弘安の碑	×		
15	伏石	×		
A-③ 登録有形文化財				
16	丹六園店舗兼主屋	×		計画地と登録有形文化財との距離は、文化財への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。

注) 配慮区分は以下のとおりである。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象
 - △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象
 - ×
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象 (選定しない)

表 5.1-5 保全等に配慮すべき地域又は対象 (B ランク)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (B ランク) (図 5.1-2 参照)		
土地の安定性		
B-① 砂防指定地	×	調査範囲に砂防指定地の指定地域はない。
B-② 地すべり防止区域	×	調査範囲に地すべり防止区域の指定地域はない。
B-③ 急傾斜地崩壊危険区域	×	計画地と急傾斜地崩壊危険区域との距離は、地形・地質への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-④ 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	×	計画地と土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域との距離は、地形・地質への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
自然環境の保全性		
B-⑤ 鳥獣保護区 特別保護地区	×	計画地と鳥獣保護区特別保護地区との距離は、動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑥ 保存緑地	×	調査範囲に保存緑地の指定地域はない。
B-⑦ 保存樹木	×	計画地と保存樹木との距離は、植物の影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑧ 保存樹林	×	調査範囲に保存樹林の指定地域はない。
自然との触れ合い性		
B-⑨ 県立自然公園	△	計画地と県立自然公園との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
B-⑩ 県自然環境保全地域	×	計画地と県立自然環境保全地域との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑪ 県緑地環境保全地域	×	計画地と県緑地環境保全地域との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑫ 埋蔵文化財包蔵地 (遺跡) (112 ヶ所)	×	計画地と埋蔵文化財包蔵地との距離は、文化財への影響が想定される範囲である 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
生活環境の保全性		
B-⑬ 騒音に係る環境基準の AA 類型	×	調査範囲に AA 類型の指定地域はない。

注) 配慮区分は以下のとおりである。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象
 - △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象
 - ×
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象 (選定しない)

表 5.1-6 (1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク)		
土地の安定性 (図 5.1-3 (1) 参照)		
C-① 災害の危険箇所		
土石流危険渓流	×	計画地と災害の危険箇所との距離は、地形及び地質への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
土石流危険区域	×	
急傾斜地崩壊危険箇所	×	
C-② 大規模な造成を要する斜面地等	×	計画地及びその周辺は平坦な土地であり、大規模な造成を要する急斜面との距離は 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-③ 軟弱層	×	計画地と軟弱地盤との距離は、地形及び地質への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
自然環境の保全性 (図 5.1-3 (2) 参照)		
C-④ 注目すべき地形・地質	×	計画地と注目すべき地形・地質との距離は、地形及び地質への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑤ 自然度の高い水辺地	×	計画地と自然度の高い水辺地との距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑥ 注目すべき植物群落	×	計画地と注目すべき植物群落との距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑦ 注目すべき動物の生息地	×	計画地と注目すべき動物の生息地との距離は、動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑧ 鳥獣保護区	×	計画地と鳥獣保護区との距離は、動物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。

注) 配慮区分は以下のとおりである。

- : 計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象
- △ : 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象
- × : 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象 (選定しない)

表 5.1-6 (2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)

指定地域		配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク)			
自然との触れ合い性 (図 5.1-3 (3) 参照)			
C-⑨ 自然的景観資源			
1	蒲生干潟	×	計画地と1の自然的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である1.5km以上離れていることから、特に配慮は要しない。
2	長浜	△	計画地と2の自然的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である1.5km以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
3	仙台湾砂浜海岸 (深沼海岸)	×	計画地と3~7の自然的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である1.5km以上離れていることから、特に配慮は要しない。
4	貞山運河 (南貞山運河)	×	
5	スリーエム仙台港パーク (仙台港中央公園)	×	
6	大沼	×	
7	加瀬沼	×	
8	緩衝緑地帯	△	
9	貞山運河 (御舟入堀)	△	
10	多聞山展望広場公園	×	計画地と10~16の自然的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である1.5km以上離れていることから、特に配慮は要しない。
11	君ヶ岡公園	×	
12	表浜	×	
13	小豆浜	×	
14	菖蒲田海水浴場	×	
15	湊浜緑地海岸・御殿崎	×	
16	加瀬沼公園	×	
C-⑩ 文化的景観資源			
1	日和山・高砂神社	×	計画地と1~7の文化的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である1.5km以上離れていることから、特に配慮は要しない。
2	貞山運河 (南貞山運河)	×	
3	多賀城跡	×	
4	多賀城神社	×	
5	貴船神社	×	
6	陸奥総社宮	×	
7	浮島神社	×	

注) 配慮区分は以下のとおりである。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象
 - △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象
 - ×
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象 (選定しない)

表 5.1-6 (3) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)

指定地域		配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク) (図 5.1-3 参照)			
自然との触れ合い性 (図 5.1-3 (3) 参照)			
C-⑩ 文化的景観資源			
8	塩竈街道	×	計画地と 8~23 の文化的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
9	高崎遺跡	×	
10	化度寺	×	
11	多賀神社	×	
12	多賀城廃寺跡	×	
13	志引の森	×	
14	宝国寺・末の松山	×	
15	沖の井 (沖の石)	×	
16	喜太郎神社	×	
17	野田の玉川・おもわくの橋	×	
18	南宮神社	×	
19	日吉神社	×	
20	柏木神社	×	
21	柏木遺跡	×	
22	大代横穴墓群	×	
23	杣形囲貝塚	×	
24	貞山運河 (御舟入堀)	△	計画地と 24 の文化的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
25	陸奥国一之宮 鹽竈神社	×	計画地と 25~31 の文化的景観資源との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
26	御釜神社	×	
27	旧亀井邸	×	
28	大木囲貝塚・歴史資料館	×	
29	伊沢家景の墓	×	
30	天祥寺	×	
31	神明社	×	
C-⑪ 景観地区・広告モデル地区		×	調査範囲に景観地区、広告モデル地区の指定地域はない。
C-⑫ 自然との触れ合いの場			
1	八幡通り (緑道)	△	計画地と八幡通り (緑道)、仙台港多賀城地区緩衝緑地及び仙台港背後地 2 号公園との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
2	仙台港多賀城地区緩衝緑地	△	
3	仙台港背後地 2 号公園	△	
	その他の都市公園等	×	計画地とその他の都市公園等との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しない。

注) 配慮区分は以下のとおりである。

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象 (選定しない)

表 5.1-6 (4) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク) (図 5.1-3 参照)		
自然との触れ合い性 (図 5.1-3 (3) 参照)		
C-⑬ 温泉	×	計画地と温泉との距離は、自然との触れ合いへの影響が想定される範囲である 1.5km 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
生活環境の安全性 (図 5.1-3 (4) 参照)		
C-⑭ 騒音に係る環境基準の A 類型	×	計画地と騒音に係る環境基準の A 類型との距離は、騒音への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑮ 湧水	×	調査範囲に湧水はない。
C-⑯ 保安林	×	計画地と保安林との距離は、植物への影響が想定される範囲である 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑰ 共同漁業権 区画漁業権	×	計画地の前面海域には漁業権の設定はないことから、特に配慮は要しない。

注) 配慮区分は以下のとおりである。

- : 計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象
- △ : 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象
- × : 計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象 (選定しない)



凡例

▨ 計画地

指定文化財

◎ 国指定 (1, 4~9)

▭ 特別名勝松島指定範囲 (10)

■ 特別保護区

● 県指定 (2, 11)

○ 市指定 (12~15)

△ 町指定 (3)

登録有形文化財

■ 市指定 (16)

注) 国指定天然記念物ニホンカモシカは、地域の定めがないため未記載。

「宮城県文化財地図」(平成28年、宮城県)
 「多賀城市の文化財」(多賀城市HP)
 「塩竈市の文化財」(平成17年、塩竈市)
 「文化遺産オンライン」(文化庁HP)等より作成

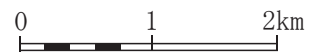
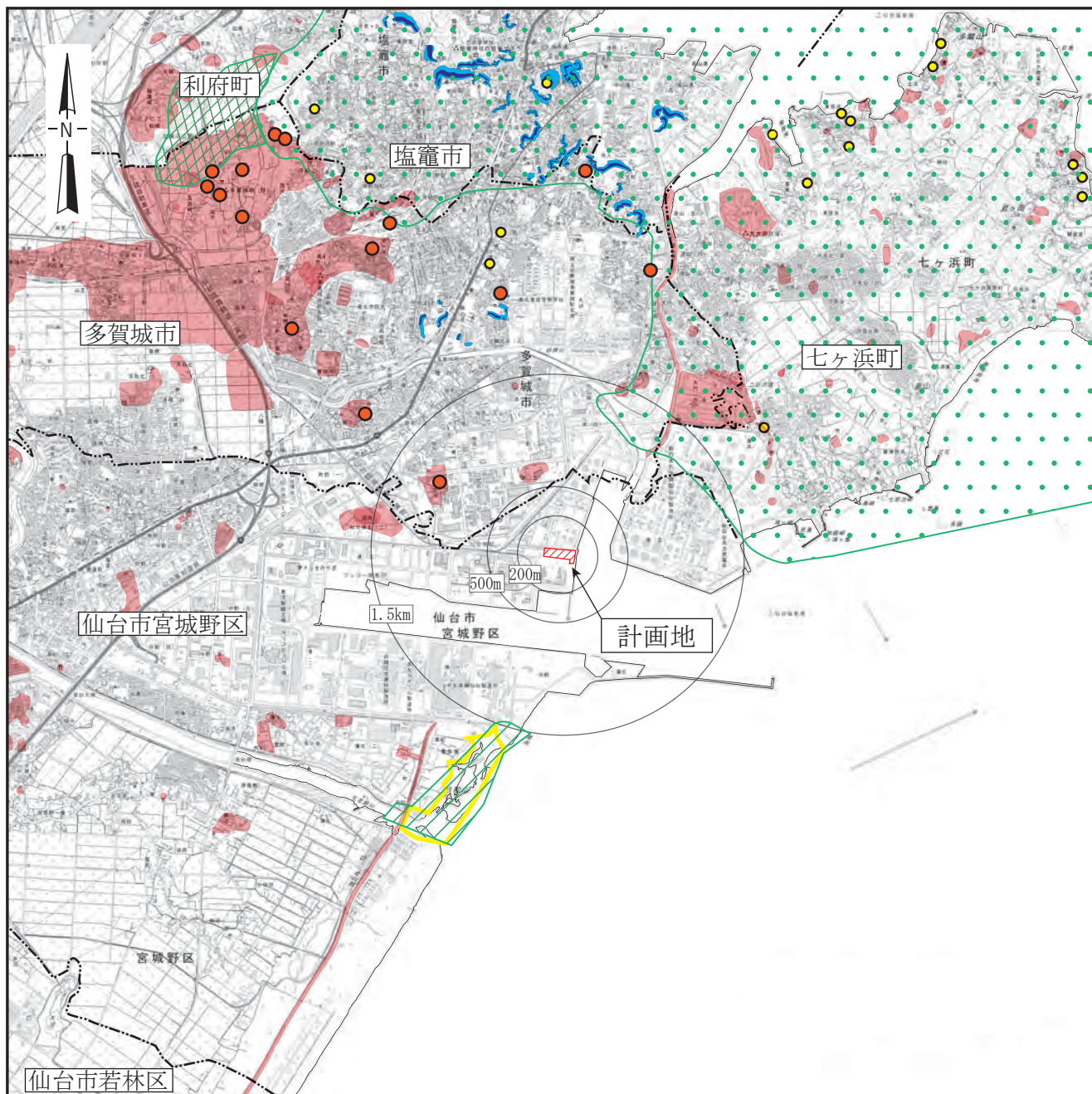


図5.1-1 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Aランク)



凡 例

- 計画地
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 埋蔵文化財包蔵地
- 鳥獣保護区 特別保護地区
- 県立自然公園
- 県自然環境保全地域
- 県緑地環境保全地域
- 保存樹木

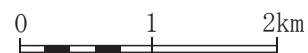


図5.1-2 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Bランク)



図5.1-3(1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)

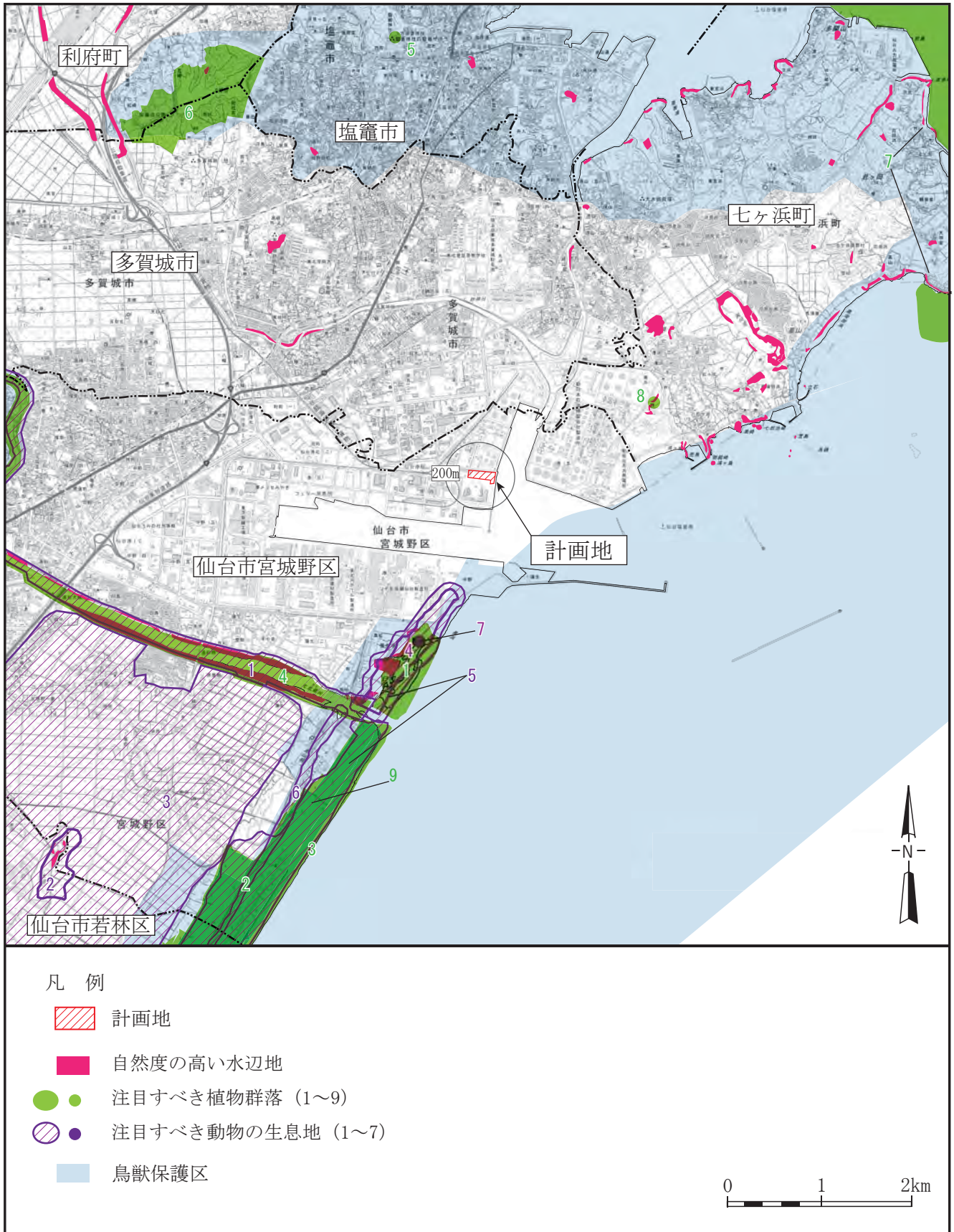


図5.1-3(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)



図5.1-3(3) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)

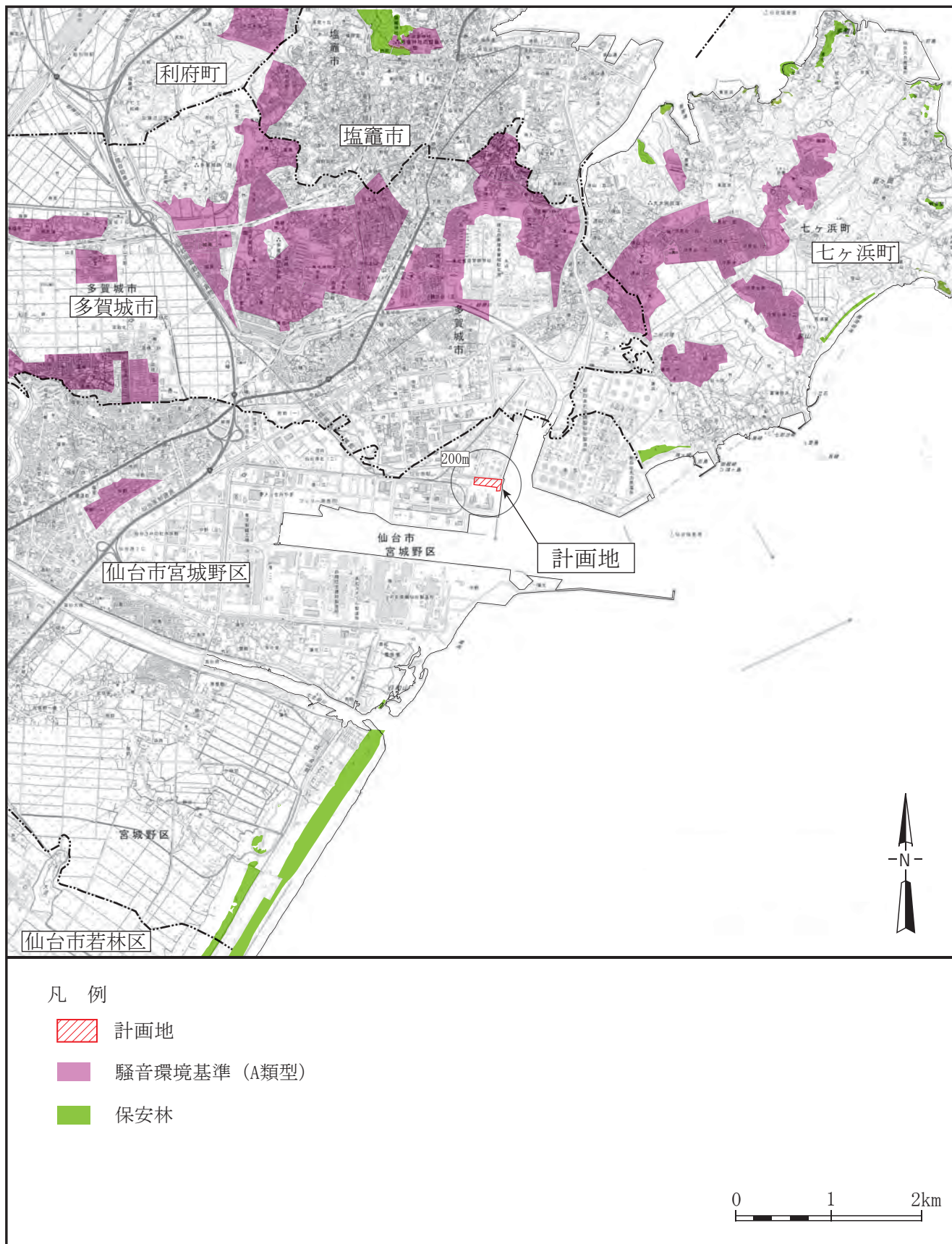


図5.1-3(4) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)

5.1.3 配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」のうち、影響が懸念される地域又は対象

配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」等の選定結果は表 5.1-7、計画地との位置関係は図 5.1-4 に示すとおりである。

調査範囲には、「事業の立地を回避すべき地域又は対象（A ランク）」のうちで影響が懸念されるものは存在しない。

「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（B ランク）」のうち、直接的な影響が影響が懸念されるもの（配慮区分：○）は存在しないが、間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：△）として、県立自然公園松島が存在する。

また、「事業の立地にあたって留意する地域又は対象（C ランク）」のうち、直接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：○）は存在しないが、間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：△）として、自然的景観資源である長浜、緩衝緑地帯、自然的景観資源及び文化的景観資源である貞山運河（御舟入堀）、自然との触れ合いの場である八幡通り（緑道）、仙台港多賀城地区緩衝緑地、仙台港背後地 2 号公園が存在する。

表 5.1-7 本事業の立地に際し保全等に配慮すべき地域又は対象のうち、影響が懸念される地域又は対象

指定区分	指定地域	配慮区分
事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（B ランク）		
B-⑦ 自然との触れ合いの場	県立自然公園 松島	△
事業の立地にあたって留意する地域又は対象（C ランク）		
C-⑧ 自然的景観資源	2 長浜	△
	8 緩衝緑地帯	△
	9 貞山運河（御舟入堀）	△
C-⑨ 文化的景観資源	24 貞山運河（御舟入堀）	△
C-⑪ 自然との触れ合いの場	1 八幡通り（緑道）	△
	2 仙台港多賀城地区緩衝緑地	△
	3 仙台港背後地 2 号公園	△



凡例

- 計画地
- 自然的景観資源
- 文化的景観資源
- 県立自然公園 松島
- 都市公園

注) 図中番号は表5.1-7に対応する。

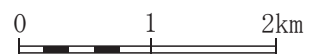


図5.1-4 保全等に配慮すべき地域又は対象と計画地との位置関係

5.2 自然環境等への保全の観点から留意すべき事項又は環境保全の方針

今後の事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意すべき事項、環境保全の方針は、以下に示すとおりである。

(1) 水 象

事前調査の結果から、計画地及びその周辺には事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意すべき湧水や温泉はないが、本事業において工事中及び供用時に海域への排水が発生するため、事業計画の立案に際しては、排水量を可能な限り削減する等、排水による周辺への影響の低減に留意すると共に、水質に係る環境影響評価の実施に際して留意するものとする。

(2) 地形・地質

事前調査の結果から、計画地及びその周辺には事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意すべき地形・地質は確認されなかったが、軟弱な地盤の場合は地盤改良を行う等、安全性の確保の観点から、施工方法や建築物等の構造に留意するものとする。

(3) 植 物

事前調査の結果、計画地が位置する仙台港には、注目すべき植物であるイヌハギが分布するものの、計画地は既に造成された工場用地であるため、注目すべき群落や樹林等は分布しておらず、また、注目すべき種が存在する可能性はほとんどないと考えられることから、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に当たって留意が必要な対象はないと考えられる。

しかし、調査範囲内には蒲生の塩生植物群落等の注目すべき植物群落が存在することから、事業計画の立案に際しては、大気汚染物質の排出等による影響を可能な限り低減するよう留意するものとする。また、計画地内の緑化にあたっては、地域の植生を参考にした郷土種の選定を行う。

(4) 動 物

事前調査の結果、計画地が位置する仙台港又は宮城野区には、注目すべき動物であるオジロワシ、ハヤブサ、ヤマトマダラバッタ等が分布するものの、計画地は既に造成された工場用地であるため、樹林等は分布しておらず、注目すべき種が存在する可能性はほとんどないと考えられることから、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に当たって留意が必要な対象はないと考えられる。

しかし、調査範囲には蒲生干潟等の動物の生息地として重要な地域が存在することから、事業計画の立案に際しては、大気汚染物質の排出等による影響を可能な限り低減するよう留意するものとする。

また、本事業において工事中及び供用時に海域への排水が発生するため、排水量を可能な限り削減するとともに、適切な排水処理を行う等、海域に生息する動物への影響を可能な限り低減するよう留意するものとする。

(5) 景 観

計画地は工業専用地域であり、近傍には工場が多く存在している立地であるが、計画地の周辺には、自然的景観資源の長浜、緩衝緑地帯、自然的景観資源及び文化的景観資源の

貞山運河（御舟入堀）が存在し、施設の存在により計画地周辺の眺望の変化が生じることが考えられるため、事業計画の立案に際しては周囲の景観との調和に留意すると共に、景観に係る環境影響評価の実施に際して留意するものとする。

(6) 自然との触れ合いの場

計画地は工業専用地域であり、近傍には工場が多く存在している立地であるが、計画地の周辺には、自然との触れ合いの場として都市公園の八幡通り（緑道）、仙台港多賀城地区緩衝緑地、仙台港後背地2号公園が存在する。本事業は、これら自然との触れ合いの場を改変するものではないが、事業計画の立案に際しては工事時及び供用時における車両の通行ルートを選定等に留意するものとする。

(7) 文化財

事前調査の結果から、計画地及びその周辺には事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意すべき文化財は確認されなかった。

(8) その他（大気質）

本事業の施設の稼働に当たり、窒素酸化物等の大気汚染物質を排出することから、事業計画の立案に際しては、大気汚染物質の排出低減に留意すると共に、大気質に係る環境影響評価の実施に際して留意するものとする。

(9) その他（温室効果ガス）

本事業の施設の稼働に当たり、二酸化炭素を排出することから、事業計画の立案に際しては、温室効果ガスの排出削減に留意すると共に、温室効果ガスに係る環境影響評価の実施に際して留意するものとする。

